

スクールソーシャルワーカー（SSW）とは？

子どもを取り巻く環境は日々変化し、不登校やいじめ、暴力行為などの問題の背景には、家庭の経済状況や虐待などの問題があることが見受けられます。

学校だけでは対応が困難な問題に対し、子どもの環境の改善のため、関係機関と連携を図りながら、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子どもや保護者の相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家がSSWです。

問題を解決するために、教師とともに子どもの家庭を訪問したり、教師や保護者に助言したりするほか、児童相談所など関係機関と連携して問題解決にあたります。

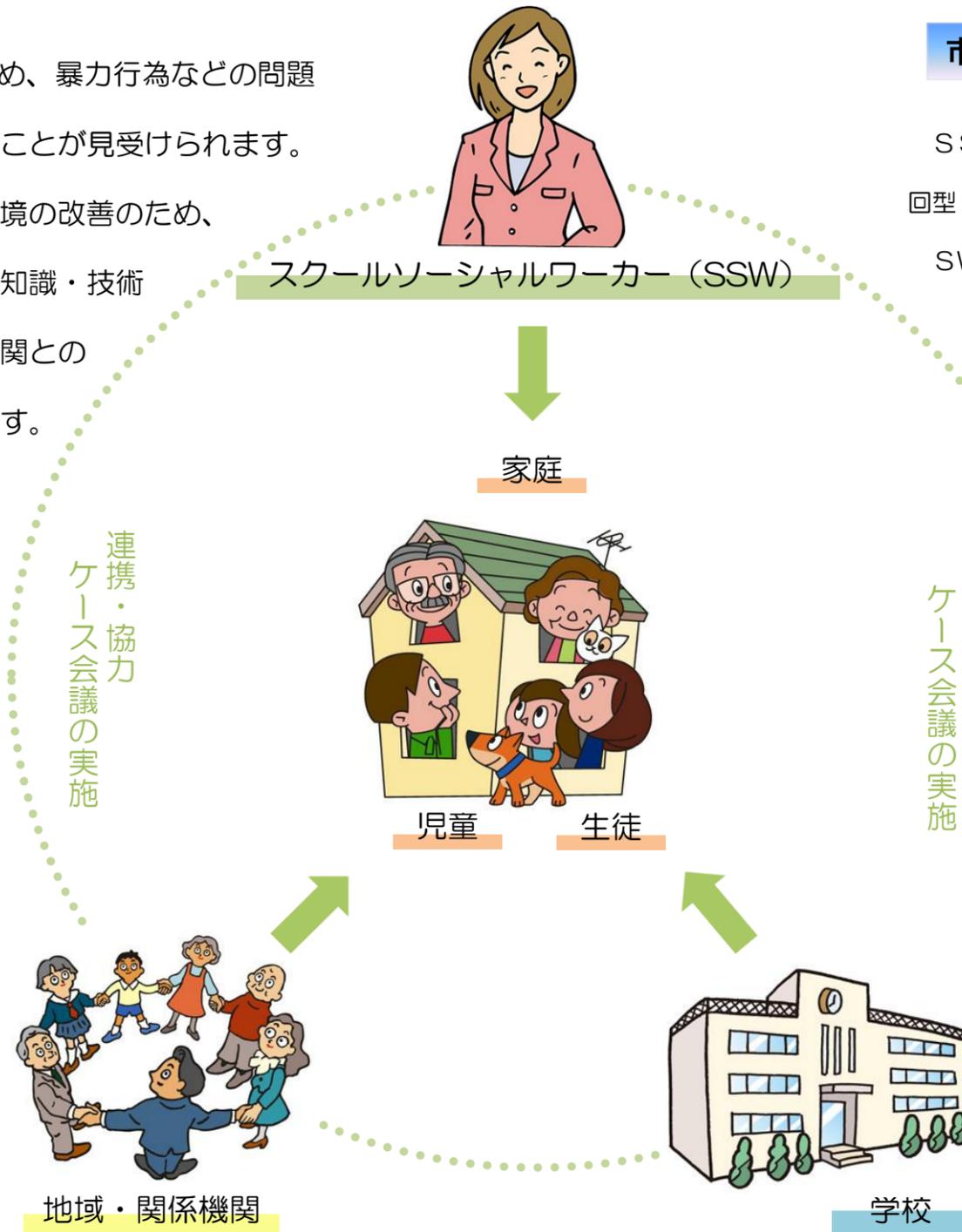
SSWの専門性

例えば、スクールカウンセラー（SC）は問題に対して個人の内面（物事の捉え方、心的な傷、発達の偏り等）から見立て、心理的なケアを実施します。

それに対してSSWは、問題に対して、その個人と取り巻いているあらゆるもの（学校、友達、家庭、地域や今までの子どもや家族が関わってきたすべて）との関係性から、何故こうなっているのか見立てを行い、その関係性の不適合

に介入します。本人に働きかけるだけでなく、必要に応じて、学校と関係機関、保護者とのつながりをつくるなど、環境調整や関係機関と連携して支援体制を作るような働きかけをします。

しかし、学校という現場では両者の活動は重なる部分も多くあります。役割分担し、協働することにより重層的な支援を実施することができます。



市町村への配置

SSWの支援を効果的に行うため、学校と教育委員会が協議し、派遣型・巡回型・拠点校型などの勤務形態を決定し、SSWの活動がスタートします。SSWは各学校の問題の状況、ニーズ等を整理するためのケース会議に出席し、関係機関との連携強化、協力依頼をしながら、学校のバックアップ体制を構築していきます。

また、保護者支援の中で、家庭訪問を実施し、相談者・助言者等の役割を担うこともあります。

県立学校への配置

県立学校では、職員室等に席を設け、教職員と様々な課題を共有しながら活動を進めます。教室等に出向くことで子どもの普段の学校生活を把握し、虐待や不登校、いじめ、暴力行為・非行などの課題を抱える児童生徒に関する状況を把握します。

また、保護者の面談や家庭訪問などの相談活動を展開し、学校・保護者・関係機関（児童相談所、家庭児童相談室、障害福祉サービス事業所等）・地域との円滑な連携のため、調整や連絡等を実施します。

チーム支援がポイント

学校の中からみえてくる子どもの不登校・いじめ・暴力行為・不応行動・無気力や、保護者の虐待・養育力の欠如・経済的困窮・非協力的態度等の課題解決は困難な場合が多く、それらに対しては、先生とSSW等がともにその背景を考え、チーム体制をつくって支援していくことが大切です。

「堺市スクールソーシャルワーカーガイドライン」を参考に作成